

シニアライフローン

13

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	シニアライフローン（一般社団法人しんきん保証基金扱い）
2	お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ①お申込みされた方またはお申込みされた方の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1か月以内のものに限り支払済資金も可 ②お申込みされた方が①を用途として当金庫から借り入れたしんきん保証基金付個人ローン（切替プランを除く）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（①と合わせた申込に限る）
3	ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・次の全てを満たされている方 ①満60歳以上で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方 ②国民年金・厚生年金・各種共済年金の受給者で、当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをされた方 ③年金担保借入をされていない方 ④一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けることができる方
4	ご融資金額	・100万円以内（1万円単位）
5	ご融資方法	・証書貸付となります。
6	ご融資期間	・3か月以上10年以内
7	ご融資利率	・別表の「融資商品のご融資利率表」をご参照ください。
8	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月元金均等返済または元利均等返済（約定返済日は偶数月15日） ・毎月元金均等返済または元利均等返済とすることもできます。（約定返済日は毎月15日） ・元金返済据置期間は6か月以内
9	担保	・不要です
10	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資時にお支払いいただく手数料はありません。 ただし、ご返済方法の変更、ご融資期間内での一部繰上げ返済または全部繰上げ返済される場合には所定の手数料をいただきますので、別表の「各種手数料等のご案内」をご参照ください。
11	保証人	・一般社団法人しんきん保証基金の保証を付保しますので不要です。
12	保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金の定める保証料年0.54%をお支払いいただきます。 ・保証料は融資利息とともに毎月所定の口座から自動引落としとなります。
13	提出していただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の書類を提出していただきます。 ①所定の借入申込書 ②上記申込書に添付していただく主な書類 <ul style="list-style-type: none"> ア. 本人確認書類：運転免許証等 イ. 資金用途確認書類：見積書、請求書等 ③お支払い先へお振込される振込依頼書

14	お取り扱い期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年お取り扱いしています。
15	<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
16	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金額は、原則として当金庫から振込させていただきます。 ・ 当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。 ・ 詳細、ご返済の試算およびご不明な点は、窓口または営業担当者までご照会ください。